

秋田県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	西山生保内線	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番161地先から同字2番1地先まで	5.00～20.00	0.298
	新	西山生保内線	A 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番161地先から同字2番1地先まで	5.00～20.00	0.298
		西山生保内線	B 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番161地先から同字2番1地先まで	8.00～41.00	0.298

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 供用開始の期日 平成30年10月30日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年10月30日（火）から同年11月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）